

SAMPLE

ミス実例集

2022年版



法人税編

執筆・監修 インフィリンク・パートナーズ

総合会計事務所 / 宮西税理士事務所

井上 美樹

編著 株式会社KACHIEL



KACHIEL

内容

ミス事例 1 「所得拡大税制の上乗せ措置の漏れ」	3
ミス事例 2 「除雪ロータリー車の固定資産の種類誤り」	5
ミス事例 3 「使用人兼務役員」	8
ミス事例 4 「固定資産購入時の固定資産税」	10
ミス事例 5 「建設協力金の精査不足」	12
ミス事例 6 「一般社団法人の共益型における収益事業が中心となった申告について」	15
ミス事例 7 「経営力向上計画の設備等の記載もれによる特別償却の否認」	21
ミス事例 8 「寄附金損金算入限度額の試算誤り」	23
ミス事例 9 「事前確定届出給与の提出漏れ」	25
ミス事例 10 「保証金の取り崩し」	26
ミス事例 11 「中小企業経営強化税制（B類型）」	27
ミス事例 12 「分割型分割の源泉所得税等」	28
ミス事例 13 「雑収入の計上漏れ」	29
ミス事例 14 「所得拡大税制の親族給与」	30
ミス事例 15 「会計チェック不備による売上脱漏」	31
ミス事例 16 「証憑確認漏れ」	32
ミス事例 17 「グループ法人税制の譲渡益の繰延べ」	33
ミス事例 18 「法人税申告期限の延長」	34
ミス事例 19 「青色申告承認申請書の記載ミス」	36
ミス事例 20 「中小企業投資促進税制における即時償却及び特別控除」	37
ミス事例 21 「雇用調整助成金の収益計上時期」	38
ミス事例 22 「欠損金の繰戻し還付請求書の電子送信について」	39
ミス事例 23 「有償減資について」	40
ミス事例 24 「ゆうパックによる申告書の送付について」	42

ミス事例1 「所得拡大税制の上乗せ措置の漏れ」

【ミスの前提事実】

中小企業法人の雇用者給与が前期比で2.5%以上伸びがあった場合には所得拡大税制の上乗せ措置の税額控除の適用が検討される（措法42の12の5②一）。経営力向上計画を提出し計画提出時より計画値が上回っていれば上乗せ措置が適用可能である（措法42の12の5②二口）。

【ミスした内容】

計画提出時の段階での実績値と当期末比較で上回っていれば、計画値は未達成でも上記の規定の適用を受けることが可能であるところ、経営力向上計画の計画値（労働生産性）を高く設定していたため、当期末においては未達成であったことから、上記の規定の適用は受けられないと判断してしまい、適用を受けなかった。

【解説】

租税特別措置法第42条の12の5第2項本文に規定されているとおり、中小企業者等税額控除限度額は、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%に相当する金額とされていますが、同項かつ書きにおいて、次の1及び2の要件を満たす場合には、上乗せ措置として、中小企業者等税額控除限度額は、控除対象雇用者給与等支給増加額の25%に相当する金額となる旨規定されています。

- 1 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が2.5%以上であること。
- 2 次のイの要件と口の要件とのいずれかを満たすこと。

イ 適用対象法人である中小企業者等の適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上であること。

口 適用対象法人である中小企業者等が、適用年度終了の日までにおいて中小企業等経営強化法第17条第1項の認定を受けたものであり、その認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたものであること。

すなわち、中小企業等経営強化法により経営力向上計画につき主務大臣の認定を受けた中小企業者等であって、その認定を受けた経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われていれば、この要件を満たすこととなります。

具体的には、次の書類を確定申告書等に添付することとなります。

- i その中小企業者等が受けた認定経営力向上計画の認定に係る申請書の写し及び認定書の写し
- ii 経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業の実施状況につき経済産業大臣に報告した内容が確認できる書類

i の書類は、中小企業者等が適用年度末までに経営力向上計画の認定を受けていること、その経営力向上計画に従って実施する経営力向上の内容及び指標を確認するものです。なお、経営力向上計画につき変更の認定があった場合には、その変更の認定に係る申請書の写しも必要となりま

す。

ii の書類は、上記の税額控除率の上乗せ措置の適用を受けようとする中小企業者等のうち経営力向上計画について認定を受けているものが、適用年度終了後申告までに経済産業省に対し経営力向上計画の実施状況につき報告した書類（つまり報告書）です。

この書類は、経営力向上が行われたことがその経営力向上計画に記載された指標の値により確認できるものに限ることとされており、認定を受けた経営力向上計画に記載された「経営力向上による経営の向上の程度を示す指標」について、適用年度末の実績値が、認定を受けた時点における実績値に比べて改善していることが確認できることをもって、経営力向上が確実に行われているものとなっています。また、経営力向上計画につき変更の認定があった場合には、その変更後の経営力向上計画に記載された指標の値により確認することとなります。

これらのことから、計画提出時の段階での実績値と当期末比較で上記 1 の要件を満たしていれば、計画値は未達成でも上記の規定の適用を受けることが可能であるといえます。

決算において、期末の経営力向上計画の計画値（労働生産性）が未達成であると、つい実績の中身を見ないで上乗せ措置の適用はないと判断しがちですが、本事例のように、元々計画値を高く設定している場合は、未達成であっても上記 1 の要件を満たしていることがあるため、安易に判断しないことが重要であると痛感させられた事例であったと思います。

なお、この規定の適用を受けるためには、確定申告書等に別表を添付した上で、当該別表に記載された控除対象雇用者給与等支給増加額が限度となりますので、別表を添付したとしても記載を失念すれば控除を受けることができませんので、申告前に今一度入念なチェックをお勧めします。

【参考】

租税特別措置法42の12の5

https://kachiell.jp/sharefile/contents/sanko_hojin1_1_467664.pdf

租税特別措置法施行規則20の10

https://kachiell.jp/sharefile/contents/sanko_hojin1_2_376926.pdf

租税特別措置法施行令27の12の5

https://kachiell.jp/sharefile/contents/sanko_hojin1_3_493384.pdf

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除

https://kachiell.jp/sharefile/contents/sanko_hojin1_4_178707.pdf

会社税務積義（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度）

https://kachiell.jp/sharefile/contents/sanko_hojin1_5_790925.pdf

ミス事例2 「除雪ロータリー車の固定資産の種類誤り」

【ミスの前提事実】

新品の除雪ロータリー車を購入して機械装置に計上し、中小企業投資促進税制の特別償却の対象としていた。

【ミスした内容】

除雪ロータリー車は、耐用年数の適用等に関する取扱通達2-5-5（特殊自動車に該当しない建設車両等）に定められた機械装置に該当すると判断し中小企業投資促進税制の特別償却の対象としたが、除雪ロータリー車は大型特殊自動車に該当するため、機械装置には該当せず、車両運搬具となるため、特別償却は受けられず、当局に否認された。

【解説】

耐用年数の適用等に関する取扱通達2-5-5（特殊自動車に該当しない建設車両等）では、「車両運搬具」である特殊自動車と「機械及び装置」である自走式作業用機械設備との区分を明らかにしています。

トラッククレーン等の自走式の作業用機器は、車両としての機能を有してはいるものの人又は物を搭載して目的地まで運搬することを目的とするのではなく、作業現場に留まり掘削、積込みその他の作業を行うことが主目的であって、これに自走力を付したのはその移動の便宜のためであると考えられるため、これを車両運搬具としないで、機械及び装置に該当することとしたものです。

除雪ロータリー車は、人を搭載して除雪を行いながら道路を走行するものであり、自走式の作業用機器には該当しませんので、特殊自動車に該当します。

なお、自走式作業用機械設備は、例を挙げると、次のもので自走式のものが含まれます。

パワーショベル（ドラグショベル、ドラグライン、クラムシェル、バックホー）、アースドリル、杭打機、ブルドーザー（タイヤドーザー、トラクターショベル、レーキドーザー、トレンチャー）、ロードローラー（バイブレーションローラー、インパクトローラー）、ソイルコンパクター、ロードスタビライザー、モーターグレーダー、クレーン車（トラッククレーン、ホイールクレーン、モビールクレーン）、積込機（ショベルローダー、ロッカーショベル、ギャザリングローダー）、アスファルトスプレッダー、アスファルトディストリビューター、アスファルトスプレヤー、アスファルトメルター、アスファルトフィニッシャー、ホモジナイザー、カーバ、コンクリートペーパー、コンクリートスプレッダー、コンクリートフィニッシャー、サブグレーダー

租税特別措置法第42条の6第1項第3号において特別償却の対象となっている車両及び運搬具は、道路運送車両法施行規則別表第一に規定する普通自動車で貨物の運送の用に供されるもののうち車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）が三・五トン以上のもので規定されていますので、除雪ロータリー車はこの規定には該当しないことになります。

なお、ナンバーを取得して自動車税を納税しているからといって、必ずしも車両運搬具に該当するとは限りませんので注意が必要です。

道路運送車両法施行規則

別表第一（第二条関係）

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車			
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）にあっては、その総排気量が二・〇〇リットル以下のものに限る。）	四・七〇メートル以下	一・七〇メートル以下	二・〇〇メートル以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が〇・六六リットル以下のものに限る。）	三・四〇メートル以下	一・四八メートル以下	二・〇〇メートル以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が〇・二五〇リットル以下のものに限る。）	二・五〇メートル以下	一・三〇メートル以下	二・〇〇メートル以下
大型特殊自動車	一 次に掲げる自動車であって、小型特殊自動車以外のもの イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルトフィニッシャー、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構			

	<p>造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</p> <p>□ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車</p> <p>二 ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</p>			
小型特殊自動車	一 前項第一号イに掲げる自動車であって、自動車の大きさが下欄に該当するもののうち最高速度十五キロメートル毎時以下のもの	四・七〇メートル以下	一・七〇メートル以下	二・八〇メートル以下
	二 前項第一号ロに掲げる自動車であって、最高速度三十五キロメートル毎時未満のもの			

ミス実例集

2022年版



資産税編

執筆・監修 税理士法人レディング
木下勇人・木村英幸

編著 株式会社KACHIEL



内容

ミス事例 1 「株式売却によって相続財産が増加」	2
ミス事例 2 「相続における預金分析において、過去に親族の会社に出資していたことがわかり、原則評価が必要になった事例」	3
ミス事例 3 「株価対策として、オペレーティングリースで利益対策を講じるも、特定の評価会社に該当してしまい、かえって株価が高くなってしまった事例」	5
ミス事例 4 「非上場株式の配当還元方式による評価」	8
ミス事例 5 「法人株価算定における所有不動産の評価」	11
ミス事例 6 「同族会社名義株の確認もれ」	12
ミス事例 7 「令和 4 年 4 月 19 日最高裁判決を踏まえた生前対策の失敗例」	14
ミス事例 8 「固定資産税の還付金」	15
ミス事例 9 「相続税における障害者の税額控除」	16
ミス事例 1 0 「相続と住宅取得資金の贈与と相続時精算課税制度」	18
ミス事例 1 1 「買換え特例適用済不動産の譲渡」	20
ミス事例 1 2 「相続税申告における死亡退職金・弔慰金の遺産分割対象可否」	23
ミス事例 1 3 「収用の場合の 5000 万控除について」	24
ミス事例 1 4 「土地の評価誤り」	26
ミス事例 1 5 「2 割加算の適用誤り」	30
ミス事例 1 6 「広大地と地積規模の大きな宅地」	33
ミス事例 1 7 「火災保険の解約返戻金の計上を失念」	35
ミス事例 1 8 「株価算定の業種判定」	36
ミス事例 1 9 「贈与税納税猶予の継続届出書」	39
ミス事例 2 0 「相続時精算課税制度の相続時の精算漏れが起きそうになった」	43
ミス事例 2 1 「相続後に含み益のある上場株式を相続人が売却する場合」	45
ミス事例 2 2 「米国遺族年金」	48
ミス事例 2 3 「相続放棄」	50

ミス事例 1 「株式売却によって相続財産が増加」

■ミスの前提事実

事業承継対策として、株式買取会社スキームを実行したが、実行前に比べて多額の売却資金が財産として手元に残ってしまった。

■ミスした内容

相続事業承継対策として、資産管理会社が銀行から借入を行い、当該借入金で高齢オーナーから非上場会社の株式を購入するも、当該購入時における非上場会社の株式は、所得税法上の株価として小会社に準じた評価額（株式及び土地は時価評価）が税務上の時価となるため、売却せずに株式を相続財産として評価した場合の金額と比べて、多額の売却資金が財産として手許に残ることとなった。

■解説

オーナー経営者である中心的な同族株主が資産管理会社に事業会社の株式を売却する場合には、個人から法人への譲渡のため、時価の 1/2 未満で譲渡した場合には時価で譲渡したものとみなして課税されます（所得税 59 条）。一方、資産管理会社においては、時価より低い価額で購入した場合には、時価との差額は受贈益として法人税が課税されます（法人税 22 条）。また、資産管理会社の株主（同族株主で原則評価の対象となる株主）は、相続税評価額よりも低い価額で資産管理会社が株式を取得した場合には、その差額について、オーナー経営者から贈与されたものとして贈与税が課税されます（相続税 9 条）。

このような課税を避けるため、売却する個人株主は所得税法上の時価にて売却します。この場合の所得税法上の時価は、財産評価基本通達をベースにして以下の修正を行います（所得税基本通達 59-6、23～35 共-9（4））。

1. 個人が中心的な同族株主に該当するか否かは、株式の譲渡直前の議決権の数によって判定する
2. 個人が中心的な同族株主に該当する場合には、小会社に該当するものとして株式の評価を行う
3. 対象会社が土地（借地権を含む）や上場有価証券を所有している場合には、純資産価額の計算で時価評価する
4. 純資産価額の計算に当たり、評価差額に対する法人税額等相当額は控除しない

したがって、対象会社がたとえ大会社（類似業種比準価額のみ）であっても中心的な同族株主であるオーナー経営者は、小会社での評価となってしまう、その場合の純資産価額については、土地や上場有価証券は時価評価を行う必要があります。また、法人税相当額の控除ができないため、そのまま売却せずに株式として所有しているよりも多額の相続財産が残ってしまいます。

このスキームでは、多額の現金が残ってしまうため、相続までの期間が長く、売却後の現金を減らせるようにタックスプランニングすることが重要です。

ミス事例2「相続における預金分析において、過去に親族の会社に出資していたことがわかり、原則評価が必要になった事例」

■ミスの前提事実

相続における預金分析において、過去に親族の会社に出資していたことがわかり、原則的評価により評価する必要がでてしまった。

■ミスした内容

グループ会社を複数社所有する会社オーナーの相続にあたり、生前の預金の入出金状況を確認していたところ、被相続人からみて甥の会社に、出資していることが判明した。当該会社は同族株主のいる会社に該当し、相続人は同族株主グループで5%以上株式を取得するため、原則的評価額に該当してしまい、急遽、当該会社に株価算定のための必要資料を依頼することとなった。

■解説

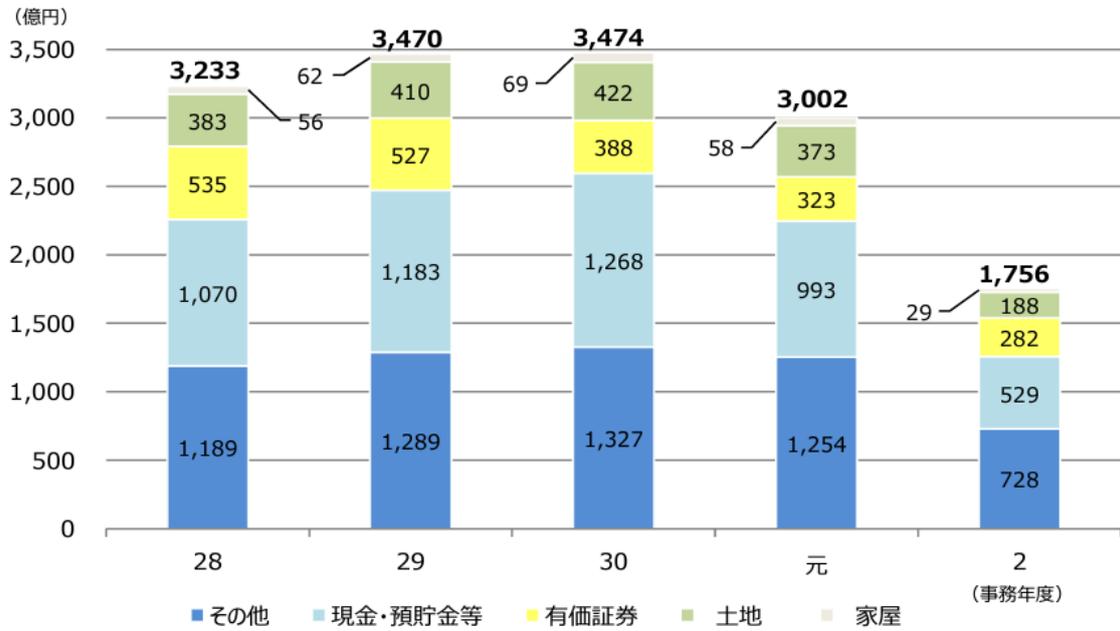
相続税の税務調査において、申告漏れの相続財産の金額のうち上位を占めるのが、現金・預貯金等及び有価証券である。これは、主に被相続人の口座から家族の名義預金や証券等に運用されているものが多いと思われます。

相続税の申告にあたっては、相続人へのヒアリング、被相続人や相続人の通帳を数年分調査することが多く行われていることと思われます。被相続人の口座に仮に配当金などがその会社から入金されていれば本件のように非上場株式の把握ミスは少なくなるとは思われますが、一般的な中小企業は配当をしていないケースの方が多く、ここから株主であったことを把握することは難しいと思われます。また、株主総会の招集通知などが届いていればこれによって株主であることも把握可能となりますが、こちらも中小企業の多くは招集通知を出していないことの方が多いと思われます。

以上のことから、相続人へのヒアリングなどでしか株主である状況を把握することは困難かと思いますが、本事案のように預金調査から、多くの現金が出している場合には、把握できる可能性があります。ある程度、大きな入出金を把握するために預金調査は受任後速やかに対応することが望ましいと考えます。

申告漏れ相続財産の金額の推移

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



(出典) 令和2事務年度における相続税の調査等の状況 国税庁

ミス実例集

2022年版



消費税編

執筆・監修 橋詰税理士事務所

橋詰 悠一

編著 株式会社KACHIEL



内容

ミス事例 1 「基準期間における課税売上高の年換算」	2
ミス事例 2 「特定期間における課税売上高の判定」	3
ミス事例 3 「特定期間における課税売上高」	5
ミス事例 4 「特定新規設立法人の確認もれ」	7
ミス事例 5 「調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の判定」	10
ミス事例 6 「所得税の所得区分と納税義務判定」	12
ミス事例 7 「基準期間における課税売上高に営業権の譲渡対価を含めなかった事例」	13
ミス事例 8 「損害賠償金の取り扱い」	15
ミス事例 9 「Google、Amazon のアフィリエイト収入」	16
ミス事例 10 「サービス付き高齢者向け住宅の食事代」	18
ミス事例 11 「土地譲渡分の非課税売上高の計上もれ」	20
ミス事例 12 「クレジットカード払いの課税仕入れ」	21
ミス事例 13 「外国人研修生の組合管理費の課税区分間違い」	23
ミス事例 14 「仕入税額控除(輸入取引)」	25
ミス事例 15 「課税売上げ、非課税売上げがゼロの場合の消費税還付」	26
ミス事例 16 「個別対応方式への変更の制限」	27
ミス事例 17 「棚卸資産に係る消費税額の調整の適用もれ」	28
ミス事例 18 「棚卸資産に係る消費税額の調整の適用もれ②」	29
ミス事例 19 「課税売上割合に準ずる割合の申請」	30
ミス事例 20 「課税売上割合に準ずる割合を利用する際の日々の仕訳」	32
ミス事例 21 「簡易課税の適用①」	33
ミス事例 22 「簡易課税の適用②」	34
ミス事例 23 「簡易課税の適用③」	35

ミス事例 1 「基準期間における課税売上高の年換算」

■ミスの前提事実

設立 1 期目が 12 か月なく期末まで 7 か月であった。課税売上高を 12 か月換算すると 1,000 万円を超えていたので課税事業者届出書を提出した。

■ミスした内容

事務所内の担当替えがあり、次の担当者が 3 期目決算を行う際にチェックリストを使わずに 1 期目の課税期間をチェックせず、かつ、課税事業者届出書の控えファイルも見落とし、さらには税務署から申告書と納付書も届いていたのに税務署の間違いだと思い込み、無申告になった。

■解説

納税義務の原則判定である「基準期間における課税売上高」の算定にあたっては基準期間が 1 年間でない場合には、その期間の課税売上高を 1 年間に換算して 1,000 万円の判定をする必要があります。消費税の納税義務判定のミスは、当事例のように無申告となったり、あるいは、多額の還付金を受け取れなくなるなど、顧問先との大きなトラブルに繋がります。

顧問先対応を経験の浅い担当者に任せる場合でも消費税の納税義務判定に関する規定は最低限度の必要な知識として一通り理解させ、必ず確認する体制を整える必要があります。

基準期間とは、以下の期間をいいます（消法 2 ①十四）。

- ① 個人事業者・・・前々年
- ② 法人・・・前々事業年度（前々事業年度が 1 年未満である場合には、その事業年度開始の日の 2 年前の日の前日から同日以後 1 年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）

個人事業者の基準期間は常に前々年の 1 年間ですから年換算という考え方はありません。前々年の途中で開業した場合でも前々年の 1 年間が基準期間ということになります。

法人の場合には、前々事業年度が 1 年間でない場合がありますが、この場合の基準期間における課税売上高は、その基準期間中の課税売上高を、基準期間に含まれる事業年度の月数の合計数で除し、これに 12 を乗じて計算した金額とされています（消法 9②）。つまり、法人については年換算をして納税義務判定をする必要があります。

1 年決算法人であれば普段は年換算の考え方は関係しませんが、設立事業年度が基準期間となる設立 3 期目や事業年度変更をした後の翌々事業年度の納税義務判定をする場合などは、年換算が必要となるケースが多いため注意が必要です。

ミス事例2 「特定期間における課税売上高の判定」

■ミスの前提事実

- ・新設法人 資本金 300 万円 菓子パン製造販売業
- ・第 1 期の課税売上高 80,697,010 円 人件費 18,723,141 円
- ・第 2 期の課税売上高 87,381,977 円 人件費 23,739,566 円
(うち、第 2 期の特定期間の課税売上高 57,951,683 円 人件費 13,674,747 円)

■ミスした内容

平成 23 年 6 月の消費税法改正をすっかり忘れており、第 3 期目から課税事業者となったものと判断して課税事業者届出書を提出した。第 3 期目の決算申告終了後、お客様への説明をした後に特定期間の判定に気が付き、第 4 期目中に第 2 期目の消費税の期限後申告をした。

■解説

特定期間（原則として前期の前半 6 か月）における課税売上高及び特定期間中に支払った給与の金額が 1,000 万円超である場合には課税事業者となります。平成 23 年度改正により創設された規定であり施行から 10 年近くが経過していますが未だに失念しやすい規定です。

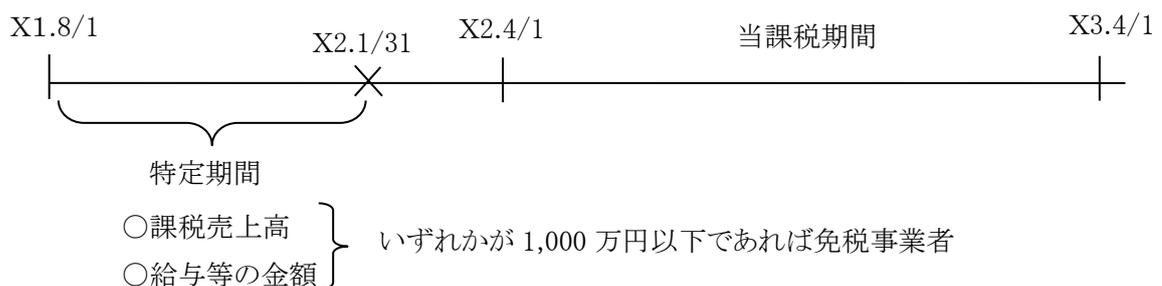
売上げが安定している顧問先にはあまり関係しませんが、小規模な事業者で事業規模が急激に大きくなっている場合や法人成りで設立当初から一定の売上げと人件費が発生しているような場合は特に適用される可能性が高く注意が必要です。

基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であっても、特定期間における課税売上高が 1,000 万円超である場合には、課税事業者となります（消法 9 の 2）。

この場合の特定期間とは、原則として以下の期間をいいます。

- ①個人事業者・・・その年の前年の 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
- ②法人・・・その事業年度の前事業年度開始の日以後 6 月の期間

特定期間による納税義務判定については、課税売上高に代えて特定期間中に支払った給与等の金額により判定することができることとされています。したがって、特定期間中の課税売上高が 1,000 万円超であっても給与等の金額が 1,000 万円以下であれば、免税事業者となることができます（消法 9 の 2③）。



なお、特定期間の判定で使用する給与等の金額とは、所得税法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号に規定する給与等の金額をいい、所得税の課税対象とされる給与、賞与、役員報酬等が該当し、所得税が非課税とされる通勤手当、旅費等は含まれないこととされています（消基通 1-5-23）。

ミス実例集

2022年版



所得税編

執筆・監修 アンパサンド税理士法人
山田 典正

編著 株式会社KACHIEL



内容

ミス事例 1 「非居住者である個人が、公募株式投資信託の解約にあたり、居住者と同様に譲渡所得になると思っていたが、本来は配当所得として総合課税になった事例」	2
ミス事例 2 「一般社団法人の解散にあたり、残余財産の分配が、条文の読み間違いにより、一時所得ではなく配当所得に該当すると判断してしまった事例」	4
ミス事例 3 「住宅ローン控除」	6
ミス事例 4 「コロナにおける給付金関係の受取口座」	8
ミス事例 5 「新規関与先の過年度確定申告書の誤り確認ミス」	10
ミス事例 6 「税務面からみる寄付先の選定」	12
ミス事例 7 「過年度申告における株式譲渡損失の繰り越しと総合課税」	14
ミス事例 8 「医療費控除の資料添付漏れ」	16
ミス事例 9 「住宅ローン控除限度額の誤適用」	17
ミス事例 10 「土地の取得費に関する利息の特例の検討漏れ」	19
ミス事例 11 「倒産防止共済の添付書類漏れ」	20
ミス事例 12 「青色申告決算書等の不提出による青色申告の取り消し」	22
ミス事例 13 「事業用資産の売却益に係る所得区分」	24
ミス事例 14 「相続財産に係る減価償却方法の適用誤り」	25
ミス事例 15 「相続財産の譲渡所得の課税の特例」	27
ミス事例 16 「相続人の所得税青色申告承認申請書」	29
ミス事例 17 「少額減価償却資産の特例の明細記載漏れ」	32
ミス事例 18 「配偶者控除」	33
ミス事例 19 「海外配当にかかる配当控除」	35

ミス事例 1 「非居住者である個人が、公募株式投資信託の解約にあたり、居住者と同様に譲渡所得になると思っていたが、本来は配当所得として総合課税になった事例」

■ミスの前提事実

非居住者である個人が、公募株式投資信託の解約にあたり、居住者と同様に譲渡所得になると思っていたが、本来は配当所得として総合課税になった事例 公募株式投資信託の解約、恒久的施設を有しない非居住者

■ミスした内容

居住者が公募株式投資信託を解約した場合には、措法 37 の 11④より株式譲渡と同様に譲渡所得に該当する。一方、非居住者については、措法 37 の 11④は居住者又は恒久的施設を有する非居住者における取り扱いのため、譲渡所得に該当せず、解約価額のうち元本を超える部分の金額は、収益分配金（配当所得）として、所得税が課税された。

■解説

措法 37 の 11 は上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例であり、同条文（抜粋）は下記の通りです。

第 37 条の 11 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（抜粋）

1 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、平成 28 年 1 月 1 日以後に上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（上場株式等に係る譲渡所得等）については、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の 100 分の 15 に相当する金額に相当する所得税を課する。

4 投資信託等の受益権で上場株式等に該当するもの又は社債的受益権で上場株式等に該当するものを有する居住者又は恒久的施設を有する非居住者がこれらの受益権につき交付を受ける次に掲げる金額は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、所得税法及びこの章の規定を適用する。

一 その投資信託等の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

一方で、恒久的施設を有しない非居住者の取扱いは、別の条文である措法 37 の 12 に定められています。同条文（抜粋）は下記の通りです。

第 37 条の 12 恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例（抜粋）

1 恒久的施設を有しない非居住者が平成 28 年 1 月 1 日以後に一般株式等の譲渡をした場合には、当該非居住者の国内源泉所得のうち、一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得については、他の所得と区分し、その年中の当該一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額）に対し、一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額の 100 分の 15 に相当する金額に相当する所得税を課する。

3 恒久的施設を有しない非居住者が平成 28 年 1 月 1 日以後に上場株式等の譲渡をした場合には、当該非居住者の国内源泉所得のうち、上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得については、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額）に対し、上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額の 100 分の 15 に相当する金額に相当する所得税を課する。

また、第 37 条の 10 は一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する条文ですが、第 37 条の 12 は全般的に、第 37 条の 10 と第 37 条の 11 の読み替え規定となっています。つまり、第 37 条の 10 と第 37 条の 11 で居住者＋恒久的施設を有する非居住者の取扱いを定めており、37 条の 12 は読み替えの規定により恒久的施設を有しない非居住者の取扱いを定めています。

37 条の 12 の条文の中で、第 37 条の 11④の読み替え規定が見当たりませんので、恒久的施設を有しない非居住者においては、第 37 条の 11④のみなし規定を適用することが出来ません。

所得税においては、居住者の取扱いと非居住者の取扱いで異なることがあるのは稀にあるケースです。非居住者の取扱いについては条文を必ず確認し、取扱いの確認をするようにしましょう。

ミス事例 2 「一般社団法人の解散にあたり、残余財産の分配が、条文の読み間違いにより、一時所得ではなく配当所得に該当すると判断してしまった事例」

■ミスの前提事実

一般社団法人の解散にあたり、残余財産の分配が、条文の読み間違いにより、一時所得ではなく配当所得に該当すると判断してしまった事例 営利型の一般社団法人による残余財産の分配

■ミスした内容

所得税法 25 条(配当等とみなす金額)1 項冒頭「法人（法人税法第 2 条第 6 号（定義）に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。）の株主等が～以降省略～」より、法人の定義から非営利型法人に該当する一般社団法人が除かれており、営利型の一般社団法人は除かれていないため、営利型の一般社団法人の残余財産の分配は配当所得に該当すると判断してしまった。しかし、同条 1 項の株主等の定義（所得税法 2 条 1 項 8 号の 2）から、持分のない法人である一般社団法人には、出資という概念がないため、一般社団法人の残余財産の受け取る者は、株主等には該当しない。したがって、配当所得には該当せず、一時所得に該当する（所基通 34-1）。

■解説

各法律や通達には、下記の通り定め（抜粋）があります。

所得税法 第 25 条 配当等とみなす金額（抜粋）

法人（法人税法第 2 条第 6 号（定義）に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。）の株主等が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が資本金等の額のうちその交付の基となった当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、前条第 1 項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は金銭の分配とみなす。

所得税法 第 2 条 定義（抜粋）

六 公益法人等 別表第二に掲げる法人※をいう。

※ 別表第二の記載（抜粋） 一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る）

所得税 基本通達 34-1 一時所得の例示（抜粋）

次に掲げるようなものに係る所得は、一時所得に該当する。

(5) 法人からの贈与により取得する金品（業務に関して受けるもの及び継続的に受けるものを除く。）

内容の欄にも記載をして頂いているように、一般社団法人は持ち分のない法人であり、剰余金の分配を目的としない組織です。そのため、株主等という概念が存在しませんので、所得税法第 25 条は適用されません。

なお、残余財産の分配については法律により下記の通り定められています。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第二百三十九条

- 1 残余財産の帰属は、定款で定めるところによる。
- 2 前項の規定により残余財産の帰属が定まらないときは、その帰属は、清算法人の社員総会又は評議員会の決議によって定める。
- 3 前二項の規定により帰属が定まらない残余財産は、国庫に帰属する。

上記 1 項又は 2 項の定めによる財産の帰属は、所得税 基本通達 34-1 (5) に記載の『法人からの贈与により取得する金品』に該当するものとして、一時所得に該当すると考えられます。

ミス実例集

2022年版



その他税目＋
オペレーション編

執筆・監修 アンパサンド税理士法人
山田 典正

編著 株式会社KACHIEL



内容

ミス事例 1 「顧客側の会計ソフトデータの取扱い」	2
ミス事例 2 「所得拡大促進税制による税額控除の連動ミス」	4
ミス事例 3 「地方税申告の手順（県税と市税の申告について）」	6
ミス事例 4 「延滞税の計算期間の誤認識」	8
ミス事例 5 「クラウド会計ソフトへの連携による処理ミス」	10
ミス事例 6 「軽減税率と旧税率」	12
ミス事例 7 「クラウドソフトへの銀行口座連携」	14
ミス事例 8 「所得税の送信の際に決算書の添付を忘れた」	16
ミス事例 9 「財産評価の達人の C 欄の計算」	17
ミス事例 10 「相続税の 2 割加算対象者」	19
ミス事例 11 「事業税の更正期限切れ」	21

ミス事例 1 「顧客側の会計ソフトデータの取扱い」

■ミスの前提事実

税理士事務所側で弥生のバックアップデータを更新時や特殊な作業をする際、念のためデスクトップに保存し不要になっても削除しなかったり、顧客側でも USB にバックアップするのが面倒で代わりにデスクトップに保存しておりバックアップデータがデスクトップに散乱していた。

■ミスした内容

定期的に訪問し経理を訂正していたが、決算申告終了間際に過去に訂正済みの仕訳が訂正されていない事に気づき、原因を追究したところ、顧客が使用中の弥生会計を開く代わりに、バックアップデータをダブルクリックして開いていた事で古いデータが復元され、そこに新たな経理入力を行っていた事が分かった。結果再度決算及び申告のやり直しとなり 30-40 仕訳程訂正作業を行うはめになった。

■解説

内容としては、コミュニケーションとオペレーションの仕組化の問題かと思いました。

まず一つの手段として、会計ソフト側の機能としては弥生ドライブというクラウド上に会計データを格納する仕組みを活用することが有効的だと思います。これを利用するとクライアント側と会計事務所側が常に同じデータにアクセスすることが出来ます。そうするとデータが複数存在してしまうことがありません。ただし、この仕組みを使うには PC の弥生会計ソフトで一定の設定が必要であり、また誤ってローカルデータを開いてしまうと同様の事象が起きてしまうので、双方で一定の IT リテラシーは必要かもしれません。

この辺りもクライアント側の IT リテラシーが低いようであれば、クライアント側のソフト設定も税理士側で操作してあげて、クライアント側は会計入力だけを行って貰う、逆にそれ以外に操作は行わないようにルール化するなど、役割の明確化とルールを設定することで一定の対策は可能だと思います。

あとは、税理士側でも IT リテラシーの問題で弥生ドライブの活用が難しい場合、バックアップデータをやり取りするという手段を変えずとも、仕組化やルールを設定することで一定の対策が可能です。

まずはデータ保管のルール化です。データの保管方法は情報の整理であり、これが出来ていないとミスの原因に繋がります。少し話はそれますが、会計事務所側でもサーバー内のデータが乱雑になっているケースと、サーバー内のデータが共通のフォルダルールで整理されており整然とされているケースでは、後者の会計事務所の方が圧倒的に事故は少ないのではないかと思います。会計事務所ですで起きる事故はほとんどが認識の相違、ミスコミュニケーションなど、情報の認識違いにより発生するものであると感じます。認識のズレを防ぐには認識を合わせるための仕組を作る必要があります。

今回のケースではデスクトップにバックアップフォルダと会計データフォルダを作って、そこにデータを振り分け

るようにするだけで一定の効果はあると思います。また、フォルダを開いたときに必ずフォルダ内のデータについて並び替えをして貰って最新のデータを開いて貰う、このひと手間を加えるだけでミスの確率は減少すると思います。ミスは必ず起きるものですが、確率を減らすことは出来ます。ミスの確率を減らすための仕組みをたくさん作っていくことで限りなくゼロに近づけることが可能です。

また、さらにひと手間を加えるのであればデータ名前の頭に『西暦+月+日付（8桁）』を必ず追加することをルールにすることで、更新日順にデータが並ぶことになり、これでさらにミスが減ると思います。ただし、日付の桁数が変わるとデータは日付順に並ばなくなってしまうので、ルールを明確にすることが大切です。

上記のようにクライアント側のオペレーションについてもルールを作って徹底をして貰うことで、クライアント側のミスを減らすことも可能です。

あとは弊所のケースでは、決算作業中は会計事務所側の追加仕訳は、後で一覧として出力出来るように全て決算伝票で追加するようにしています。作業が完了したら追加仕訳と訂正後の決算書データを同時にクライアントにデータで送って、追加仕訳を入力した状態で利益が一致するかチェックして貰います。クライアント側と会計事務所側で二重データになる場合には、数字を合わせるためにこれは必ずやるべきであると考えており、弊所ではこれを徹底して貰っています。

このように仕組みやルールを作っていくことで、オペレーションから生じるミスは大きく減らすことが出来ると思います。

ミス事例2 「所得拡大促進税制による税額控除の連動ミス」

■ミスの前提事実

所得拡大促進税制の適用を受けようとして、税務ソフト上で該当する、現在でいう別表6（29）を作成して添付し、電子申告を行った。

■ミスした内容

のちに、現在でいう別表6（29）の21「法人税額の特別控除額」の金額が、別表1（1）の3「法人税額の特別控除額」に連動転記されておらず、税額控除を受けてない税額で法人税等を納付していたことが発覚した。本来なら自動で連動転記されるはずが、なぜか「連動しない」設定になっていたことが原因であった。当初申告要件が緩和された後の事業年度の申告で、別表添付はしていたので当初申告要件は満たしていたため、税額控除額を正しく連動転記させて更正の請求を行い、事なきを得た。当時は、別表6（6）はまだなかったが、今は申告前に別表6（6）と別表1（1）の3「法人税額の特別控除額」を必ず確認するようにしている。

■解説

申告ソフトについては、ある別表で作成した計算結果が他の別表にも自動で連動される設定になっているものが大半かと思います。但し、一部自動連係されない別表も存在することもありますし、申告ソフトの設定次第では計算結果が反映されないということもあり得ます。また、基本は自動連動になっているのにも関わらず、連動設定が解除されて直接入力できる状態になっていた為、数字が連動しないということも考えられます。

まず、作成した別表が他の別表に連動しているかの確認が必要です。多くは自動連動してくれるのでチェックを忘れることもあるかもしれませんが、特に税額控除は税額が直接変わる重要項目ですので、計算結果が税額に反映されているかを確認する必要があるでしょう。

申告ソフトによっては、「この別表は他の別表には連動しません」といった注書きを出してくれているものもあります。特殊な別表の場合は連動しないことになっているケースも考えられますので、本件限らずソフトの仕組みを理解して作業することが大切です。

今回は所得拡大促進税制の適用につき、別表6（29）で計算した結果が、別表1（1）に自動連動されることなく、税額控除が取れていなかった事例です。幾つか注意すべき点を整理します。

所得拡大促進税制については大きく分けて大法人向けと中小企業者等向けの二種類があります。それぞれ計算過程が異なりますので、別表も大法人向けは別表6（31）、中小企業者等向けは別表6（29）と分かれています。

申告ソフトの基本情報設定等で、中小企業者等に該当するか否かを選択できることがありますが、例

例えば中小企業者等に該当しないを選択している場合、別表 6（29）を作成しても計算結果が自動連動しないケースが考えられます（申告ソフトによっては中小企業者等に該当しないと選択できない仕様になっているものもあるかと思えます）。

逆に中小企業者等に該当しないのに、該当するに選択してしまい、誤った税額計算をしてしまうこともあり得ますので、何よりも最初に中小企業者等に該当する法人であるかの検討と、その結果が申告ソフトの設定で適切に選択されるかを確認する必要があります。

また、現在は、複数の税額控除の適用を受ける場合、法人税額の 90%を限度とする制約があります。その管理をするのが別表 6（6）「法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書」です。

それぞれの税額控除の別表を作成していても、別表 6（6）を作成しない限りは別表 1（1）の税額控除欄に数字が連動しないこともありますので、必ず別表 6（6）を作成するようにして、そこで計算された結果が別表 1（1）に連動しているかを確認すると良いでしょう。

大法人が所得拡大促進税制の適用を受ける場合については、別表 6（7）「特定税額控除規程の適用可否の判定に関する明細書」も作成する必要があります。

大法人向けの税額控除については、設備投資や継続雇用者の増加などの一定の要件を満たさないと使用できない規程となっており、別表 6（7）で要件を満たしているかの判定を行います。別表 6（7）を作成しないと、各税額控除の別表と別表 6（6）を作成しているのにも関わらず税額が連動されないという事態も想定されますので、大法人の場合は必ず作成する必要があります。

また、租税特別措置法の税額控除については適用額明細書へ記載が必要となりますので、別表 6（6）と別表 1（1）の確認と合わせて、適用額明細書も適切に反映されているかの確認をすると良いでしょう。